

柏市危険コンクリートブロック塀等 除却工事費助成のご案内

◆◆ 危険コンクリートブロック塀等の除却工事費 ◆◆ の一部を助成いたします

地震によるコンクリートブロック塀等の倒壊を未然に防止するために、市民の皆様が所有する危険コンクリートブロック塀等の除却工事を行う際、その工事費用の一部を柏市が助成します。

なお、本助成を受けるには、柏市との事前相談が必要になります。また、除却工事の契約をする前に、柏市に補助金交付申請をする必要があります。契約後の補助金交付申請はできませんのでご注意ください。

■ 事前相談

市では、除却工事費助成の対象となるコンクリートブロック塀等であるかを職員が調査し、その判断を行います。そのため、申請に先立ち事前の相談が必要となります。

詳しくは建築指導課にお問合せください。

■ 対象となる危険コンクリートブロック塀等

コンクリートブロック塀等※1で、次のすべてに該当するものが対象となります。

- ア 道路または敷地からの高さが、原則として1.2mを超えるもの
- イ 建築基準法上の道路等および通学路に面して設置されたコンクリートブロック塀等

※1 コンクリートブロック造、石造、レンガ造、その他組積造による塀及びこれらの基礎のことをいいます。

★上記の条件に該当するコンクリートブロック塀等であっても対象外となる場合があります。

■ 補助対象者(申請者)

危険コンクリートブロック塀等を所有する方で、次のすべてに該当する方を対象とします。

- ア 前年度の市民税、固定資産税および都市計画税を滞納していないこと。
- イ すでに除却工事費補助金の交付を受けていないこと。
- ウ 共有している場合は、共有者も既に除却工事費補助金の交付を受けていないこと。
- エ 共有している場合は、共有者の同意・委任を受けていること(委任状が必要)。
- オ 販売を目的として除却工事を行わないこと。

■ 補助金の額

除却工事に要する経費の合計額と危険コンクリートブロック塀等の長さにより1m当たり10,000円を乗じて得た額とのいずれか安い額。ただし、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とします。

- ア 道路等に面した危険コンクリートブロック塀等 (限度額10万円)
- イ 通学路に面した危険コンクリートブロック塀等 (限度額20万円)

■ 補助金交付申請の受付期間

令和4年5月6日(金) ~ 令和4年11月30日(水)

※事前相談や必要書類の準備等に一定の期間が必要となりますので、余裕をもった日程でのお手続等へのご協力をお願いいたします。

<お問い合わせ>

柏市都市部建築指導課

電話 04-7167-1145 (直通)

04-7167-1111 (内線773527)